

# 土地の形質の変更時の届出について

令和4年8月  
福島県水・大気環境課

## 1 一時的免除中の土地における一定規模以上の土地の形質の変更について

- 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地の所有者等は、当該土地において土地の形質の変更を行おうとする場合は、土壤汚染対策法第3条第7項に基づき、あらかじめ県知事へ届出が必要です（福島市、郡山市及びいわき市において土地の形質の変更を行う場合は、それぞれの政令市に届出が必要となりますので、“3 届出先及び問い合わせ先”にお問い合わせ下さい）。
- 調査義務が一時的に免除されている土地は有害物質使用特定施設が存在した土地であるため、届出があった場合は、土壤汚染対策法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査が必要です。

※ “土地の形質の変更”とは、掘削及び盛土です。  
掘削には砂利を採取する行為や杭を打ち込む行為も含まれます。  
盛土には砂利を敷く行為や敷地内に一時的に仮置きする行為（シートや鉄板で養生する場合を含む）も含まれます。

### (1) 届出の対象となる土地の形質の変更

□ 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地において、土地の形質の変更の面積が900m<sup>2</sup>以上の場合

※ ただし、以下の場合は、届け出る必要はありません。

- ① 以下、ア～ウいずれにも該当する場合
  - ア 形質の変更の対象となる土地の区域外への土壤の搬出を行わない。
  - イ 形質の変更に伴い土壤の飛散・流出が生じない。
  - ウ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が50cm未満である。
- ② 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ④ 土地の形質の変更の内容が盛土のみの場合

### 参考

- 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地において、“土地所有者”や“土地の利用方法”に変更がある場合は届出（承継届出、変更届出）が必要です。
- 土壤汚染対策法第3条第8項の調査命令に基づく調査が行われたことをもって、第3条第1項の調査義務が果たされるものではなく、ただし書の確認が取り消された場合には、あらためて土地の所有者等に調査義務が発生します。
- 「あらかじめ」届け出るとは、実際には土壤汚染状況調査や行政手続きに要する日数を勘案して余裕を持って届け出る必要があります。

## (2) 届出の方法について

### ア 届出者

土地の所有者等

なお、土地が共有物である場合は、共有者すべてが該当します。

### イ 届出書提出期限

調査や行政手続きに要する日数を勘案して、土地の形質の変更に着手する前までに、余裕を持って「あらかじめ」届け出ること。

### ウ 届出書提出方法及び提出部数

- ・ 土地の形質変更を行う所在地を管轄する地方振興局に持参提出してください。  
(お手数をおかけしますが、地方振興局担当者へ事前に連絡のうえ、来庁してください。)
- ・ 提出部数：1部

### エ 届出書類

届出書は福島県のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/do-jo-todokedeyoushiki.html>

届出書（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法規則様式第6））

添付書類（法定書類）

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

※ 土地の形質の変更が行われる範囲を掘削部分と盛土部分に区別して表示してください。

断面図には掘削深度を図面上に明記してください。杭深度や余掘する場合も掘削深度に含めて記入してください。

添付書類（法定外書類）

① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした地図及び現況図

※ 1/3,000～1/15,000程度の縮図（住宅地図・地形図等）

② 土地の登記事項証明書及び公図の写し

※ インターネット登記情報提供サービスにより入手したもので可。

③ 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地一覧（任意）

※ 土地の形質変更の場所が複数の地番となる場合は添付して下さい。

### オ 届出書の記入方法

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法規則様式第6）

① 届出年月日

窓口へ提出する年月日を記入してください。

② あて先

福島県知事としてください。

③ 届出者

郵便番号、住所、法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入してください。

④ 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

土地の形質の変更が行われる事業敷地全体の土地の所在地（地番表示）を記入してください。

⑤ 土地の形質の変更の場所

実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番表示）を記入してください。

⑥ 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ掘削と盛土を行う合計面積（単位：m<sup>2</sup>）と各部分の面積を記入してください。深さは掘削地のうち最も深いものを記入して下さい。

⑦ 土地の形質の変更の着手予定日

土地の形質の変更そのものに着手する予定の年月日を記入してください。

(3) 届出書記載例

- 「法第3条第1項ただし書確認」を受けている土地の形質の変更に係る届出書（法第3条第7項）

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇年〇月〇〇日

福島県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
届出者 福島県〇〇市〇〇番地  
■■■株式会社 代表取締役 ●● △△

土壌汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市△△1丁目2番地3、2番地4の一部	
土地の形質の変更の場所	〇〇市△△1丁目2番地3の一部	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	2,000m <sup>2</sup> （うち盛土 600m <sup>2</sup> 、掘削 1,400m <sup>2</sup> ） 深さ 最大 2.0m	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	■■■株式会社〇〇工場
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	〇〇市△△1丁目2番地3、2番地4の一部、2番地5、2番地6
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	} 法第3条第7項の届出では、記載する必要はありません。
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

## 2 一定規模以上の土地の形質の変更の届出について

- 一定の規模以上の面積の土地の形質の変更<sup>\*</sup>を行う場合には、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき、工事に着手する日の **30 日前までに県知事への届出が必要**です（福島市、郡山市及びいわき市において土地の形質の変更を行う場合は、それぞれの政令市に届出が必要となりますので、“3 届出先及び問い合わせ先”にお問い合わせ下さい）。
- 県等が法の基準に照らし合わせて届出を審査し、形質の変更を行う土地が有害物質による土壤汚染のおそれがあると判断した場合は、法に基づき、土地所有者等に対し土壤汚染状況調査を実施するよう命令することとなります。

### (1) 届出の対象となる土地の形質の変更

掘削と盛土を問わず、形質変更の面積が、

□① 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更

□② 有害物質使用特定施設が現に設置されている工場・事業場や使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地にあつては、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更

（土壤汚染対策法第3条第1項本文の報告をした工場・事業場又は同項ただし書の確認を受けた土地は除きます。）

※ ただし、以下の場合は、届け出る必要はありません。

① 以下、ア～ウいずれにも該当する場合

ア 形質の変更の対象となる土地の区域外への土壤の搬出を行わない。

イ 形質の変更に伴い土壤の飛散・流出が生じない。

ウ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が50cm未満である。

② 農業を営むために通常行われる行為であつて、形質変更する土地の区域外への土壤の搬出を伴わないもの。

③ 林業の用に供する作業路網の整備であつて、形質変更する土地の区域外への土壤の搬出を伴わないもの。

④ 鉱山関係の土地において行われる形質の変更

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑥ 土地の形質の変更の内容が盛土のみの場合

### 参考

- 同一の事業の計画や目的のもとで行われる行為については、一つの土地の形質の変更とみなし、同一の届出とする必要があります。
- 一時的免除中の土地において900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更であれば法第3条第7項の届出のみとなります（“1 一時的免除中の土地における一定規模以上の土地の形質の変更について”参照）。

## (2) 届出の方法について

### ア 届出者

土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者

- (例) ・ 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では開発事業者が該当します。
- ・ 工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的に発注者が該当します。

### イ 届出書提出期限

土地の形質変更に着手する日の30日前までに提出して下さい。

なお、「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません（土壤汚染状況調査の試掘は準備行為となりますが、形質変更の「着手する日」に含まれる）。

### ウ 届出書提出方法及び提出部数

- ・ 土地の形質変更を行う所在地を管轄する地方振興局に持参提出してください。
  - ※ 土地の形質の変更を行う土地が、2以上の地方振興局が管轄する土地にまたがる場合は、形質の変更を行う面積が広い土地を管轄する地方振興局へ届出を提出してください。
    - また、2以上の都道府県知事又は政令市の長等が管轄する土地にまたがる場合には、当該2以上の都道府県知事又は政令市の長等に対してそれぞれに届出が必要になります。（お手数をおかけしますが、地方振興局担当者へ事前に連絡のうえ、来庁してください。）
- ・ 提出部数：1部

### エ 届出書類

届出書は福島県のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/dojo-todokedeyoushiki.html>

届出書（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法規則様式第6））

添付書類（法定書類）

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - ※ 土地の形質の変更が行われる範囲を掘削部分と盛土部分に区別して表示してください。
    - 断面図には掘削深度を図面上に明記してください。杭深度や余掘する場合も掘削深度に含めて記入してください。
- ② 登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（届出者と土地所有者等が異なる場合）
  - ※ 登記事項証明書はインターネット登記情報提供サービスにより入手したものでも可。
  - ※ 登記事項証明書のほか、土地の所有者の所在が明らかとなる書面として、例えば土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等があります。（県が作成した同意書の様式（福島県が定める届出様式23）を使用することが可能です。）
- ③ 土壤汚染状況調査の結果（法第4条第2項関係）
  - ※ 形質変更を行おうとする土地において、あらかじめ調査を行っている場合は、法規則様式第7及び土壤汚染状況調査結果を届出に合わせて提出することができます。

添付書類（法定外書類）

- ① 土地利用履歴書（福島県が定める届出様式24）
- ② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした地図及び現況図
  - ※ 1/3,000～1/15,000程度の縮図（住宅地図・地形図等）
- ③ 土地の形質の対象となる土地の所在地一覧（任意）
  - ※ 筆が多く欄に書ききれない場合は、「別紙地番等一覧のとおり。」と記入し、一覧を添付することが可能です。
- ④ 公図の写し
  - ※ インターネット登記情報提供サービスにより入手したものでも可。

- ⑤ 全ての土地の所有者等の当該調査の実施についての同意を示した書類（法第4条第2項関係）

※ 形質変更を行おうとする土地において、あらかじめ調査を行い、調査の報告書を提出する場合には、届出に係る土地の所有者等の全員が土壌汚染状況調査結果を行うことについて同意したことがわかる書面が必要です（福島県が定める届出様式23）。

なお、地方自治体が管理する道路や水路等が含まれる場合、当該事由に係る許可書の写し等が必要です。

## オ 届出書等の記入方法

### □ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法規則様式第6）

- ① 届出年月日  
窓口に提出する年月日を記入してください。
- ② あて先  
福島県知事としてください。
- ③ 届出者  
郵便番号、住所、法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入してください。
- ④ 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  
土地の形質の変更が行われる事業敷地全体の土地の所在地（地番表示）を記入してください。（※筆が多く欄に書ききれない場合は、「別紙地番等一覧のとおり。」と記入し、一覧を添付することも可能です。）
- ⑤ 土地の形質の変更の場所  
実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番表示）を記入してください。（※筆が多く欄に書ききれない場合は、「別紙地番等一覧のとおり。」と記入し、一覧を添付することも可能です。）
- ⑥ 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ  
掘削と盛土を行う合計面積（単位：m<sup>2</sup>）と各部分の面積を記入してください。深さは掘削地のうち最も深いものを記入して下さい。
- ⑦ 土地の形質の変更の着手予定日  
土地の形質の変更そのものに着手する予定の年月日を記入してください。

### □ 土地の形質の変更の実施についての同意書（福島県が定める届出様式23）

- ① あて先  
形質変更を行う者（法の届出者と同じ。）の法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入してください。
- ② 同意者  
土地の所有者等の郵便番号、住所、法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入し、代表者の印（個人の場合は認印で可）を押印してください。
- ③ 土地の形質変更の実施者  
形質変更を行う者（法の届出者と同じ。）の住所、法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入してください。
- ④ 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地、土地の形質の変更の着手予定日、土地の形質変更の規模  
同意者が所有している土地の形質の変更の対象となる土地の所在地及び土地の内、土地の形質変更する規模を記入してください。

### □ 土地利用履歴書（福島県が定める届出様式24）

- ① 届出者の名称  
形質変更を行う者（法の届出者と同じ。）の法人等名称（個人の場合は氏名）及び代表者の職・氏名を記入してください。
- ② 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  
法の届出書（法規則様式第6）と同じです。
- ③ 土地の利用状況  
現在までの土地の利用状況を分かる範囲で記入してください。

(1945年頃を目処に遡って情報の入手・把握を行い、1945年頃より前についても可能な限り遡って情報を入手・把握することが望ましいです。)

④ 関係施設の設置等状況

各項目に対し、土地の形質の変更の対象となる土地における関係施設の設置の有無を記入してください。不明である場合には、備考欄に不明と記入してください。

(3) 届出書記載例

- 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出書（法第4条第1項）

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	
福島県知事 殿	令和〇年〇月〇〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇 届出者 福島県〇〇市〇〇番地 ■■■株式会社 代表取締役 ●● △△	
土壤汚染対策法 <del>第3条第7項</del> 第4条第1項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、 次のとおり届け出ます。	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市△△7丁目8番地9、8番地10の一部
土地の形質の変更の場所	〇〇市△△7丁目8番地10の一部
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	6,000m <sup>2</sup> （うち盛土 2500m <sup>2</sup> 、掘削 3,500m <sup>2</sup> ） 深さ 最大 3.0m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇〇月〇〇日
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項の 規定による土地の 形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称 工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地
法第4条第1項の届出では、記載する 必要はありません。	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称 ■■■株式会社△△工場
有害物質使用特定 施設の種類の 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
有害物質使用特定 施設の設置場所 別紙1「設置図」のとおり	
特定有害物質の種 類 六価クロム化合物、シアン化合物	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。



土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合には、以下の例に示すような一覧表を作成し、別紙として添付して下さい。

別紙〇

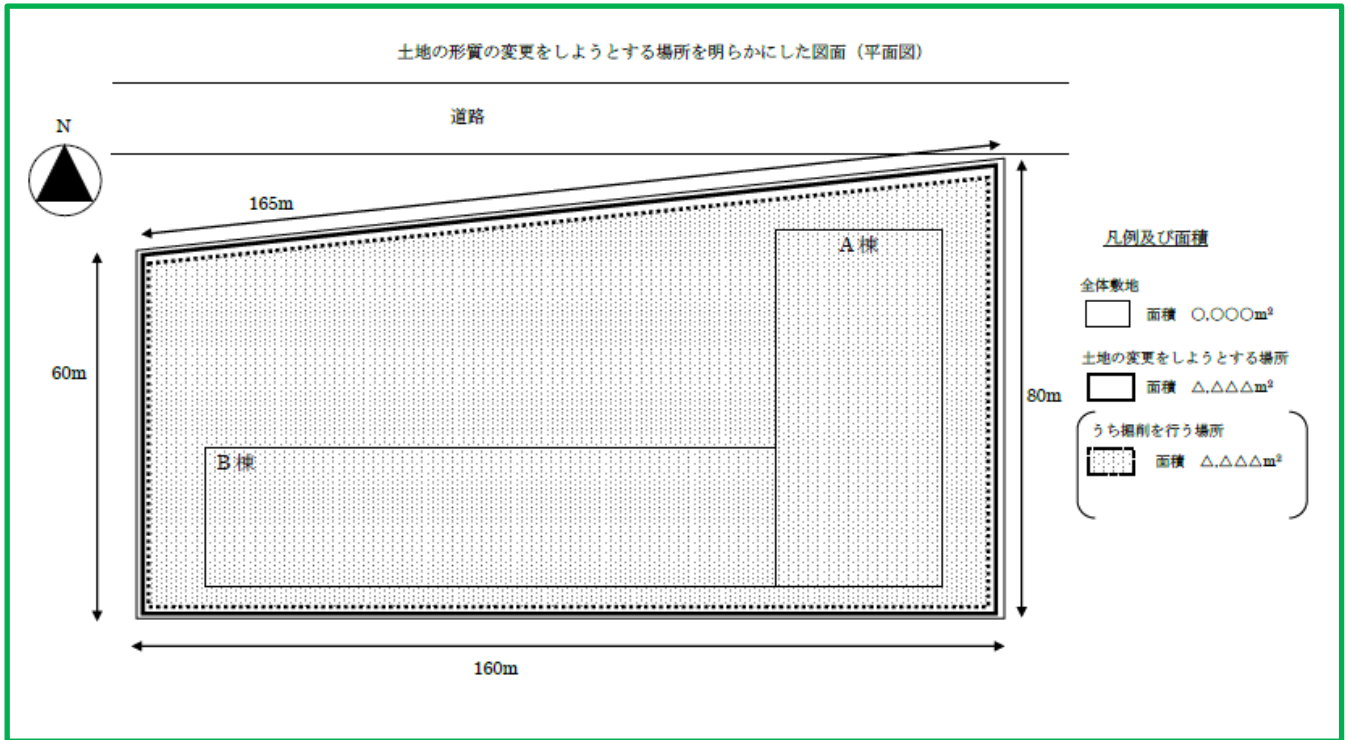
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地一覧

	所在	地番	地積(m <sup>2</sup> )	形質変更の有無※	土地所有者氏名、住所および連絡先
1	〇〇市〇〇	1番 1	〇〇		氏名：〇〇 〇〇 住所：〇〇市〇〇1-1 電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2	〇〇市〇〇	1番 2	〇〇	◎	
3	〇〇市〇〇	1番 3	〇〇	◎	
4	〇〇市〇〇	1番 4	〇〇	○	
5	〇〇市〇〇	1番 5	〇〇		
6	〇〇市〇〇	1番 6	〇〇	◎	
7	〇〇市〇〇	1番 7	〇〇		
8	〇〇市〇〇	1番 8	〇〇	◎	
9	〇〇市〇〇	1番 9	〇〇		
10	〇〇市〇〇	1番 10	〇〇	◎	
11	□□市□□	2番 1	〇〇		氏名：□□ □□ 住所：□□市□□2-1 電話番号： □□□-□□□-□□□□
12	□□市□□	2番 2	〇〇	◎	
13	□□市□□	2番 3	〇〇	○	
14	□□市□□	2番 4	〇〇	◎	
15	□□市□□	2番 5	〇〇	◎	
16	□□市□□	2番 6	〇〇	○	
17	□□市□□	2番 7	〇〇	◎	
18	□□市□□	2番 8	〇〇		
19	□□市□□	2番 9	〇〇	◎	
20	□□市□□	2番 10	〇〇		
合計			〇〇〇		

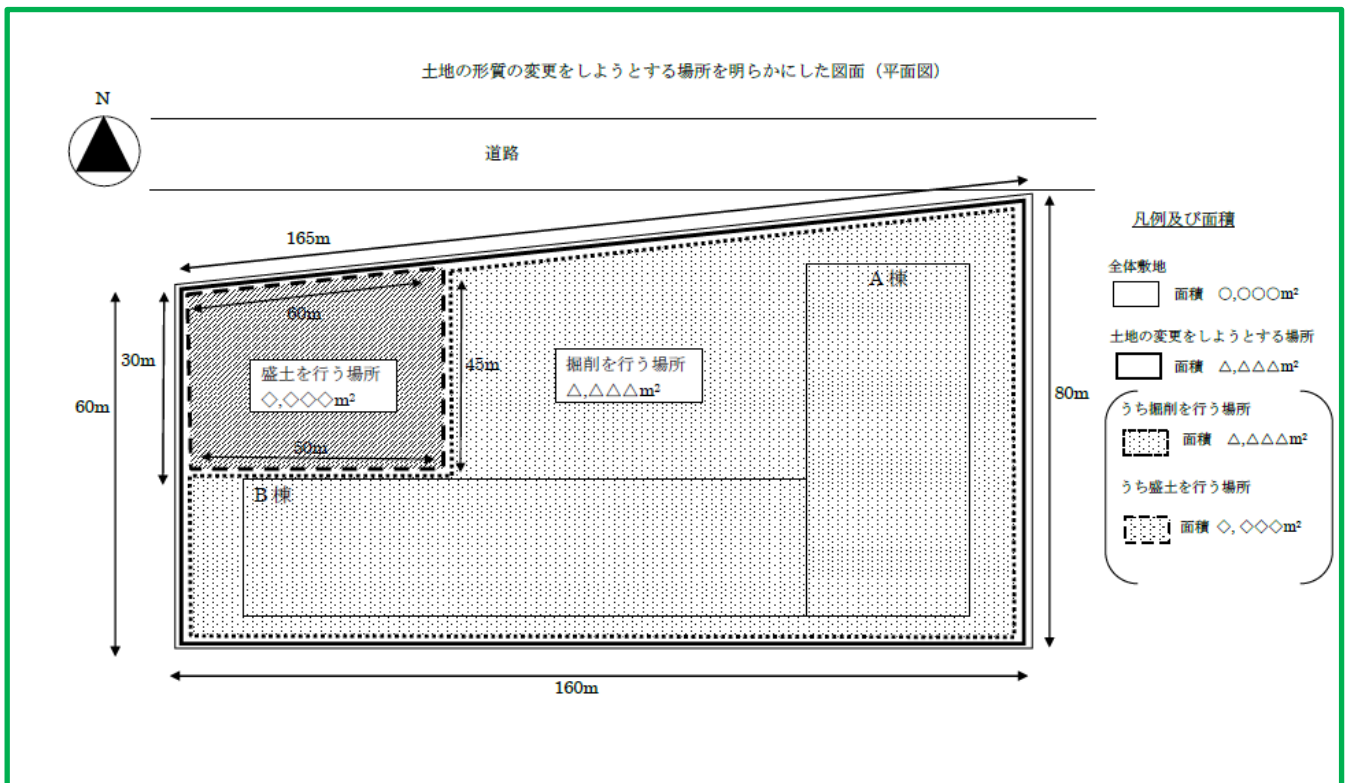
※◎:地番の全てにおいて土地の形質変更を行う。

添付する平面図の記載例

① 掘削部分のみの場合



② 掘削部分と盛土部分が混在する場合



### 3 届出先及び問い合わせ先

所管区域	機関名	所在地	電話・FAX
二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	県北地方振興局 県民環境部環境課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	TEL: 024-521-2721 FAX: 024-521-2855
須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川村、古殿町、三春町、小野町	県中地方振興局 県民環境部環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1	TEL: 024-935-1503 FAX: 024-925-9026
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	県南地方振興局 県民環境部環境課	〒961-0971 白河市昭和町 269	TEL: 0248-23-1421 FAX: 0248-23-1507
会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	会津地方振興局 県民環境部環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5	TEL: 0242-29-3912 FAX: 0242-29-5520
下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	TEL: 0241-62-2061 FAX: 0241-62-5209
相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	相双地方振興局 県民環境部環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	TEL: 0244-26-1232 FAX: 0244-26-1120

**福島市、郡山市及びいわき市においては、それぞれの市が土壤汚染対策法を所管しています。**

所管区域	機関名	所在地	電話・FAX
福島市	福島市 環境部環境課	〒960-8601 福島市桜木町 8 番 13 号	TEL: 024-573-2557 FAX: 024-535-1401
郡山市	郡山市生活環境部 環境保全センター	〒963-8024 郡山市朝日 3 丁目 5 番 7 号	TEL: 024-923-3400 FAX: 024-925-9029
いわき市	いわき市生活環境部 環境監視センター	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田 22 番地	TEL: 0246-54-1585 FAX: 0246-54-5462

＜参考＞

○ 土壤汚染対策法（抜粋）

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。
- 3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるも
  - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該

土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

## ○ 土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第十九条 法第三条第五項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名二法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日三利用の方法を変更しようとする土地の場所四当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。2前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

第二十一条の三 法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更
- 二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
  - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
  - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土壌汚染状況調査を行った場所
- 三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項六土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称七土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号八土地の形質の変更しようとする者が土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称九前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。